

## Informal Comments

### 1. 補正の内容

本書面の提出と同日付で、特許協力条約（PCT）19条に基づく補正を行った。同補正の概要は、下記の通りである。

- (1) 旧請求項1に対し、旧請求項10を付加して新請求項1とする補正
- (2) 旧請求項10、12、13を削除する補正

### 2. 上記補正について

審査官の見解によれば、旧請求項10の発明は新規性および進歩性を有する。

したがって、旧請求項10の内容を含んだ新請求項1の発明は、新規性および進歩性を有する。また、新請求項1と同様の理由により、新請求項1に従属する請求項2～9、11の発明も、新規性および進歩性を有する。